

■ 4年間を通した学習計画

以下では、本学の教職課程で何をどのように学んでいくのかを説明します。ただし、ここに示されているのは、どの科目の免許を取るかにかかわらず、全員に共通する部分の教職課程です。これに加え、自分の取得する免許の科目に応じ、4年間を通じて各学部・研究科の授業を受ける必要もあります。また必ずしもここに示した順に受けなくてもよい授業もあります。あくまで教職課程の特徴的な学習内容と計画をおおまかに伝えるものです。

1～2年生

- 1) 4月に実施される「教職課程ガイダンス A」にて、教職のイメージをつかみ、教職課程の全体像や履スケジュールを把握し、目的意識を明確にします。
- 2) 「総合演習」では、大学近隣の学校・施設等の教育現場で 30 時間以上、行事实施の補助など周延的な活動の支援を行います。学校教員の業務の実際とその全体像を把握し、体験に基づいた問題意識を持つことがねらいです。同僚と協力しながら学校を運営していくための技能や態度についても触れることができるでしょう。
- 3) 文部科学省令で定める科目（「日本国憲法」や「体育」など）の内容を修得します。
- 4) 「教育の基礎的理解に関する科目等（2018 年度以前の入学者は「教職に関する科目」。以下同じ）」として、「教育の基礎的理解」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等」に関する科目を履修し、教師に必要とされる知識の基礎・基本を身につけます（4年間を通じて受講できますが、いくつかの科目は教育実習に行くまでに受けておく必要があります）。

3年生

- 1) 次年度に行う教育実習に向けた手続き等を説明する「教職課程ガイダンス B」を4月に実施します。教職課程履修カルテを作成するなどし、教員免許状取得にいたるまでに必要なことを確認します。
- 2) 中学校の免許を取得する者は、「介護等の体験」として社会福祉施設等における体験（連続5日間）と、支援学校における体験（連続2日間）を行います。これまで体験したことのない様々な施設での交流体験を通して、教育者として奉仕の精神と支援の方法を学びます。なお、この体験を行うためには、学内事前オリエンテーションを受講して、各施設で要請される態度や最低限の知識・技能を習得する必要があります。
- 3) 「各教科の指導法」を履修し、専門教育で得た教科に関する知識に基づき、多様な生徒を対象とした柔軟な指導の方法を修得します。（一部、1～2年生で修得することになっている科目もあります。）
- 4) 次年度に行う「教育実習」の実習校（通常は自分の出身校）に、各自が受入交渉を行い、内諾を得て、教壇に立つ準備を始めます。

4年生

- 1) 「教育実習」を行います。実習校に出向いて、実習生として授業や生活指導を行います。このほか、他の教員の授業を観察したり、課外活動や学校行事など様々な活動に従事したりします。高校免許のためには2週間、中学校免許だと3週間以上の実習が必要です。
実習に出かける前に、大学で事前指導を受け、実習生に要求される知識・技能が身についているかどうかを確認します。さらに、実習後にも大学で事後指導を受けて、自らの体験を相対化し、実習で得られものが何であったのか、自身に足りていないものは何なのか内省します。
- 2) 教職課程の総まとめとして「教職実践演習」を受講します。教職実践演習は、現場体験 22 時間以上（教職実践演習 A）とワークショップ（教職実践演習 B）で構成されます。Aでは、近隣の教育委員会等の協力のもと、教育実習とは異なる校種や教育現場での体験を行い、さらに経験の幅を広げます。既に教育実習を終えているため、「総合演習」の時とは違い、授業の補助等のより中心的な業務を経験することも期待されます。Bでは、「教職カルテ」をもとに自らの強みと弱みに気づき、これを補うためのワークショップに参加し、教員としての知識・技能・態度の基礎基本の改善・完成を目指します。そして「学び続ける教師」の素養について確認してもらいます。